令和４年４月１日

令和４年度　熊本県立北稜高等学校　運動部活動に係る活動方針

１　本校の運動部活動

　男子：※部活動名　陸上競技、バドミントン、バスケットボール、ソフトテニス

　　　　　　　　　　ソフトボール、弓道、レスリング、サッカー、水泳

　女子：※部活動名　陸上競技、バドミントン、バスケットボール、ソフトテニス

弓道、レスリング、水泳、バレーボール

２　目標

（１）生徒の自主性を尊重し、自主的・自発的な参加により、生徒間あるいは教員等との交流の中で人間関係の構築と、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶ。

（２）（１）を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意し、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながら、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動を展開する。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動を行う。

３　練習日、練習時間

（１）練習日

ア　１週間の練習日は、５日以内とする。このうち、原則毎週木曜日は休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ　定期試験の１週間前からは、原則活動を中止とする。（ただし、直近（２週間以内）に公式戦がある部は事前に校長の承認を得ることとする。

ウ　夏季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。（ただし、公式戦等がある部に関しては、事前に申し出を行い、校長の承認を得ることとする。

（２）練習時間

ア　平日は長くとも２時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は３時間程度とする。

イ　完全下校時間を厳守する。

（３）完全下校時間

　　　平日（４月～１０月）　　　１９：３０

　　　平日（１１月～３月）　　　１９：００

　　　休業日及び長期休業期間　　１７：３０

（４）共通の休養日

　　ア　定期試験前後の一定期間（予定）

　　　　　５月１７日～１９日（１学期中間考査）　　　　９日間

７月２４日～２９日（１学期期末考査）　　　１２日間

１０月１１日～１３日（２学期中間考査）　　　　９日間

１１月２５日～３０日（２学期期末考査）　　　１２日間

２月１３日～１６日（学年末考査）　　　　　１０日間

イ　その他

　　　　　８月１２日、１５日（夏季学校閉庁日）　　　　２日間

（５）上記（１）及び（２）の基準を超えた練習日・練習時間

ア　休養日

競技の特性や部員数、練習場所確保の観点から、次の運動部については、生徒

能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり１日以上とする。

　　　　　　陸上競技、バドミントン、バスケットボール、ソフトテニス

　　　　　　ソフトボール、弓道、レスリング、サッカー、水泳、バレーボール

　イ　練習時間

競技の特性や部員数、練習場所確保の観点から、次の運動部については、平日では３時間程度、休業日では４時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は１６時間未満を目安とすること。

陸上競技、バドミントン、バスケットボール、ソフトテニス

　　　　　　ソフトボール、弓道、レスリング、サッカー、水泳、バレーボール

ウ　その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

４　練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、１週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

５　運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、１週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した運動競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

６　その他

（１）運動部活動顧問会議

　　ア　年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

　　イ　定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

（２）部費の徴収について

　　ア　部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

　　イ　決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

（３）その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、学校のホームページに、活動方針や活動計画を掲載し、保護者に部活動への理解と協力を得ることができるように努める。

令和２年４月１日施行